

# 定 款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本協会は、社団法人 堺観光コンベンション協会という。

(事務所)

第2条 本協会は、事務所を堺市内に置く。

(目 的)

第3条 本協会は、堺市及びその周辺地域の観光に関する事業並びにコンベンションに関する事業の振興をはかり、もって堺市の文化厚生の上昇に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 観光施設の整備及び運営に関すること。
- (2) 観光資源の保護育成及び活用に関すること。
- (3) 観光の催し及びコンベンション等の企画及び実施に関すること。
- (4) 堺市が所有する観光及びコンベンション施設の受託運営に関すること。
- (5) 観光、産業及びコンベンション施設等の宣伝紹介並びに観光客及びコンベンションの誘致受入に関すること。
- (6) 郷土物産の宣伝及び指導育成に関すること。
- (7) 観光及びコンベンション事業に関する情報の収集及び調査研究に関すること。
- (8) 観光及びコンベンション関係従事者の指導育成に関すること。
- (9) その他本協会の目的を達成するために必要な事業。

## 第2章 会 員

(種 別)

第5条 本協会の会員は、本協会の目的に賛同した個人、法人及び団体とする。

(入 会)

第6条 本協会の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費の納入等)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 既納の会費、その他抛出金品は返還しないものとする。
- 3 目的を達成するため、必要な事業を行うときに特別会費を徴収することができる。

(資格の喪失)

第8条 会員は、次の各号の1に該当するときは、その資格を失う。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 本協会が解散したとき。

(退 会)

第9条 会員が、退会しようとするときは、退会届を会長に提出しなければならない。

(除 名)

第10条 会員が次の各号の1に該当するときは、総会の議決によって除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本協会の名誉を汚し、又は信用を失うような行為があったとき。
- (2) 定款に違反し、又は総会の議決を無視する行為があったとき。

(権利の喪失)

第11条 退会した者、又は除名された者は、会員としての一切の権利を失い、既納の会費その他本協会の資産に対して、何等の請求をすることができない。

### 第3章 役員等

(役 員)

第12条 本協会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 専務理事 1名
- (4) 常務理事 3名以内
- (5) 理事 35名以内 (会長、副会長、専務理事、常務理事を含む。)
- (6) 監事 2名以内

(役員を選任)

第13条 会長、副会長、理事及び監事は、会員のなかから総会において選任する。ただし、総会で必要と認めるときは、会員以外から、理事3名以内を選任することができる。

- 2 専務理事及び常務理事は、理事の互選とする。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(役員職務)

第14条 会長は、本協会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ定めた順位に従い、その職務を行う。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本協会の会務を掌理し、会長及び副会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を行う。
- 4 常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐し、本協会の会務を掌理し、会長、副会長及び専務理事に事故があるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ定めた順位に従い、その職務を行う。
- 5 理事は、理事会を構成して会務を執行する。
- 6 監事は、民法第 59 条に定める職務を行う。

(役員任期)

第 15 条 役員任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第 16 条 役員が、次の各号の 1 に該当するときは、総会の議決によって解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

第 17 条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

- 2 常勤の役員報酬は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(顧問及び参与)

第 18 条 本協会に顧問及び参与を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の同意を得て、学識経験者及び本協会に功労のあった者のうちから会長が委嘱する。
- 3 参与は、理事会の同意を得て、事業運営に精通した学識経験者のうちから会長が委嘱する。
- 4 顧問及び参与は、会長の諮問に応じ意見を述べ又は会議に出席して意見を述べることができる。

## 第 4 章 会 議

(種 別)

第 19 条 会議は、総会及び理事会とする。

- 2 会議は、会長が招集する。

3 総会の議長は、総会において出席会員のうちから選出する。

4 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(総会)

第20条 総会は、会員をもって構成する通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は、毎事業年度終了後、2ヶ月以内に招集する。

3 臨時総会は、次の各号の1に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 総会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(3) 監事が民法第59条第4号の規定により招集したとき。

(総会の招集)

第21条 総会の招集は、会議の目的である事項、日時及び場所を示した書面により、開催日の5日前までに会員に通知しなければならない。

2 会長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(総会の議決事項)

第22条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算

(2) 事業報告及び収支決算

(3) その他の重要事項

(総会の定足数等)

第23条 会員は、それぞれ1個の表決権を有する。

2 総会は、総会員の過半数の出席がなければ開会し、議決することができない。

3 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第24条 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の出席会員に表決権の行使を委任することができる。この場合には、その会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第25条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、議長が作成し、少なくとも次の事項を記載し、議長及び議長が指名した議事録署名人2名以上がこれに署名押印するものとする。

(1) 日時及び場所

(2) 会員数及び出席者数

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

3 前項の議事録は、事務所に備え付けて置かなければならない。

(理事会)

第 26 条 理事会は、理事をもって構成し、会長が必要と認めるとき招集する。

(理事会の招集)

第 27 条 理事会の招集は、会議の目的である事項、日時及び場所を示した書面により、開催日の 5 日前までに理事に通知しなければならない。

(理事会の議決事項)

第 28 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) 総会を開くいとまがない場合における緊急事項

(4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(5) その他の重要事項

2 前項第 3 号の議決事項は、次の総会において承認を得なければならない。

(規定の準用)

第 29 条 第 23 条から第 25 条までの規定は、理事会に準用する。この場合において、これらの規定中「総会」及び「会員」とあるのは、「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

## 第 5 章 専門部会

(専門部会)

第 30 条 会長は、本協会の事業の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは、理事会の議決を経て、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

## 第 6 章 事務局

(設置等)

第 31 条 本協会に事務局を設置する。

2 事務局に関する規定は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

## 第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 32 条 本協会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(資産の構成)

第 33 条 本協会の資産は、会費及びその他の収入をもって構成する。

(資産の管理)

第 34 条 本協会の資産は、会長が管理し、その管理方法は理事会の議決を経て会長が別に定める。

(経費の支弁)

第 35 条 本協会の経費は資産をもって支弁する。

2 毎事業年度の決算において剰余金を生じたときは、翌年度に繰り越すものとする。

(会計書類等)

第 36 条 会長は、毎事業年度終了後、事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等を通常総会の 7 日前までに作成し、監事に提出し、その監査を受けなければならない。

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に提出しなければならない。

3 会長は、前 2 項の書類及び報告書について、総会の議決を経た後、これを事務所に備え付けて置かなければならない。

## 第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 37 条 この定款は、総会において出席会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、近畿運輸局長の許可を受けなければ変更することができない。

(解 散)

第 38 条 本協会は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで及び同条第 2 項第 2 号の規定によるほか、総会において出席会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、近畿運輸局長の認可を得なければ解散することができない。

(残余財産の処分)

第 39 条 本協会の解散に伴う残余財産の処分は、総会において出席会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、近畿運輸局長の許可を得て、本協会と類似の目的を持つ団体に寄附するものとする。

## 第 9 章 補 則

(細 則)

第 40 条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1. この定款は、認可の日から施行する。

(経過措置)

2. この定款変更により、旧定款第 5 条の会員は、新定款第 5 条の会員になったものとみなす。
3. 施行当初の役員の任期は、第 15 条の規定にかかわらず平成 8 年 5 月 31 日までとする。
4.                    昭和 56 年 3 月 17 日付認可  
定款変更 昭和 57 年 6 月 2 日  
定款変更 平成 元 年 4 月 19 日  
定款変更 平成 4 年 9 月 16 日  
定款変更 平成 7 年 9 月 14 日